



第2章

くまがや市民まごころ 運動推進奨励金について

1 くまがや市民まごころ運動推進奨励金とは

校区連絡会の活動を支援するため、以下の補助制度を設けています。この章では、全ての校区連絡会に交付する「くまがや市民まごころ運動推進奨励金（以下、まごころ奨励金）」の基本的な事項を説明します。

制度名称	対象校区	交付金額（年額）
くまがや市民まごころ運動推進奨励金	全校区	予算額 15万円～27万5千円 ※校区管内の人口による
地域計画事業加算金 →P37 参照	地域計画を策定し、5年にわたり実施する校区	100万円が上限
熊谷市青少年健全育成事業推進奨励金 →P39 参照	地区の健全育成会と合同で運営する校区	予算額 2万4千円～7万5千円 ※校区管内の人口による

2 交付対象の事業

まごころ奨励金は、校区連絡会が行う（主催する・共催する）次の事業を交付対象とします。所属団体が独自で実施する事業は交付対象になりません。

なお、「青少年の健全育成に関する事業」は熊谷市青少年健全育成事業推進奨励金（以下、健全育成奨励金）を原資にします。

交付対象となる事業	活動例
(1) 地域住民のふれあいを深め、健全なコミュニティをつくるための事業 (地域ふれあい事業)	地域内グラウンド・ゴルフ大会、地区民体育祭、納涼祭、農業体験、スポレクフェスティバル参加等
(2) 地域計画策定のための事業及び活動 (地域計画策定のための事業)	地域計画策定委員会の会議、住民アンケートの実施・分析作業等
(3) 美化、清掃等の区域内の環境整備事業 (環境整備事業)	地域一斉清掃活動、のぼり旗設置、花いっぱい運動等
(4) その他、市民による自主的・主体的なまちづくりに資する事業(まちづくり事業)	地域合同防災訓練等 食品移動販売車の誘致
(5) 青少年の健全育成に関する事業 (青少年健全育成事業)	見守り活動、教育講演会、体験教室等 ※健全育成奨励金を活用

3 対象となる経費

校区連絡会の活動に要する以下の経費が対象となります。

- ・事業実施計画書、予算書に位置づけられている事業を実施するための経費
- ・校区を運営するための経費

経費	例	備考
1 事務費	用紙代、インク代、コピー代、はがき代、切手代等	
2 謝金	外部講師、指導者への謝礼等	謝金は、支払った相手から領収書をもらいます。
3 旅費	講師、指導者の活動場所までの交通費 校区連絡会の研修等にかかった交通費実費 役員（研修）旅費	役員旅費を支払う場合は、旅費規程が制定されていることが前提です。
4 消耗品費	賞品、ビニール袋等	
5 備品購入費	必要と認められる物品の購入費	購入した備品には校区連絡会と明記してください。
6 食糧費	会議やイベント等の茶菓代、昼食代等	
7 原材料費	工作教室などの材料費 防災訓練での炊き出し用食材費等	
8 事業費	保険料、会場使用料、 スポーツフェスティバル参加費等	
9 その他	会長が必要だと認める支出	

※会計年度は4月1日から翌年3月31日まで

次の支出は対象経費となりませんので、注意してください。

- ・校区連絡会に所属する団体や外部団体への資金提供（祝い金等）
- ・慰労を目的とした研修のほか、交際費等に係る経費
- ・領収書が発行できない経費や使途が特定できない経費



4 交付される金額

1つの校区につき、年度ごとに15万円～27万5千円交付しています。小学校校区管内の人囗を根拠に算定しているため、奨励金額が年度ごとに異なることもあります。

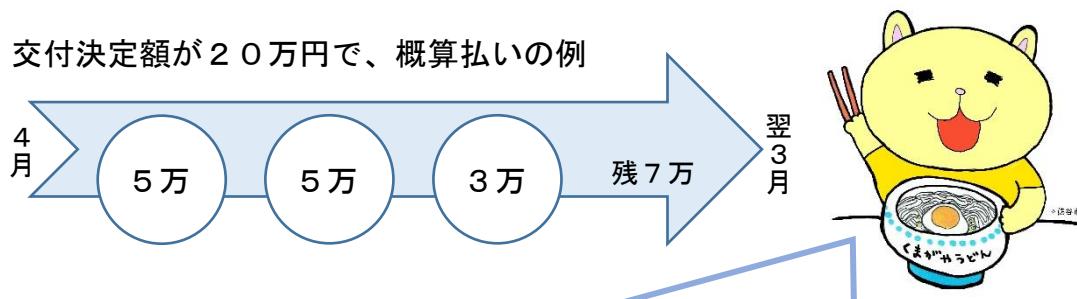


算定した奨励金額は「交付上限額」として事前に各校区に通知します。あくまでも上限額ですので、少ない奨励金額で交付を受けることも可能です。事業計画に則した予算立てを行い、必要な金額を市に申請して交付を受けてください。

(1) 概算払い

請求書を提出し奨励金の支払いを受ける際、一括ではなく、分割して奨励金を受け取ることができます。

例 交付決定額が20万円で、概算払いの例



少しづつ請求して交付を受けたにや。
今年はいくつも事業が中止になっちゃったから、
最終的に合計13万円で足りたにや～。
先に20万円もらってたら使い道に困ったと思うにや。

(2) 返還について

なお、年度が終了し、市に実績報告をした結果「奨励金対象経費の合計額」が「交付した奨励金額」を下回っていた場合、「下回った金額」は翌年度の4月末までに市に返還してください。

◎返還とならないためにも、ぜひ「概算払い」をご活用ください！

■返還が発生してしまうケース（例）

上限額 20 万円を交付申請・支払いを請求

⇒事業実施！事業にかかった年間総額は 19 万 9,880 円だった。

⇒奨励金を使い切れていないため 120 円の返還手続が必要に…

■返還が発生しないケース ①事業費の全額を立て替える

上限額 20 万円を交付申請・支払いはまだ請求せず

⇒事業実施！事業にかかる経費は役員で手分けして立て替えた。

年間総額は 19 万 9,880 円だった。

⇒市に 19 万 9,880 円の支払いを請求する。

返還なし！

■返還が発生しないケース ②事業費の一部を立て替える

上限額 20 万円を交付申請・支払いはとりあえず 15 万円で請求

⇒事業実施！年間総額は 19 万 9,880 円だった。

足りない 4 万 9,880 円は役員で手分けして立て替えた。

⇒市に残額 4 万 9,880 円の支払いを請求する。

返還なし！

■番外編 自主財源の活用・確保

今年の上限額は 20 万円！

だけど、年間の事業計画を立ててみたらどうしても 1 万円足りなさそう…

自主財源の活用（例）

- ・昨年度までの繰越金
- ・自治会等からの寄附金 等

繰越できるのは
自主財源だけにや。



自主財源の確保（例）

- ・イベント参加者から 100 円ずつ集金
- ・地域内で協力金を募る 等

※自主財源の確保に向けて動く場合は、予算に計上して総会等で説明してください。事前に関係者の了承を得てトラブルの発生を防ぎましょう。

5 よくある質問

質問1

校区連絡会主催のイベントのために、屋外で使えるマイクとスピーカーを備品として購入しました。
公民館の倉庫を借りて保管していますが、問題ありませんか？

問題ありません。ただし、購入した物品にはマジックペンで「校区連絡会」と名前を書いておく、名前を書いたシールを貼っておくなど、所属団体、外部団体の備品に紛れないようにする工夫が必要です。

質問2

校区連絡会の役員会のために地域の集会所を月に1度利用しています。
部屋にエアコン設備がなく不便なので、受け取った奨励金を使ってエアコンを購入し、設置工事をしてよいですか？

設置したエアコンは集会所の設備扱いにならてしまうため、認められません。ただし、校区連絡会の活動時に使用するために、備品として扇風機やストーブ（設置工事を必要とせず、持ち運び可能な物品）を購入することは認められます。
※前項のQ&Aも参照してください。

質問3

地域の子どもたちを連れて、寺社に初詣に行きました。
子どもたちが投げるためのお賽銭は、奨励金から支出してもよいですか？

認められません。お賽銭や榦料など、寺社に対する出費は領収書の出ない性質のものであるため、経費として適当ではありません。

質問4

校区連絡会の会議資料を必要数印刷するため、コンビニエンスストアのコピー機を使用しました。
コピー機の使用料は、奨励金から支出してもよいですか？

大丈夫です。コピーレンタル料の領収書を必ず受け取るようにしてください。
また、公民館や小学校のコピー機を無償で借りて使用した場合、用紙代やインク代を奨励金から支出しても差し支えありません。（この場合、用紙やインクを購入したお店から領収書を受け取ります。）

質問5

受け取った奨励金を、長寿会、小学校、公民館、健全育成会などの所属団体に「校区連絡会からの補助金」として資金提供してもよいですか？

所属団体、外部団体への資金提供は経費として認めていませんので、他団体と合同で開催する行事の運営に関する具体的な費用などで支出してください。

例 ×：長寿会運営費として 20,000 円支出

○：校区連絡会・長寿会合同体育祭に使用するハチマキを 19,800 円で購入
(この場合、ハチマキを購入したお店から領収書を受け取ります。)

質問6

校区連絡会と健全育成会の合同行事として「新年餅つき大会」を実施します。
価格が高い杵や臼は校区連絡会で備品として購入し、餅や餡などは健全育成会で購入したいと考えていますが問題ありませんか？

問題ありません。校区連絡会と他団体が合同行事等で同じ目的で予算執行をする場合、原則、同じ物品に対する支出は避けていただき、経費科目をわけることとしてください。やむを得ない場合は、必ず支出の前にご相談ください。

よくない支出の例

- 1 校区連絡会が餅を 2kg 購入した。
健全育成会もそれと同じ餅を 1kg 購入した。⇒同じ物品への支出です。
- 2 校区連絡会が餅を 2kg 購入した。
健全育成会は餡ときな粉を 500g ずつ購入した。⇒同じ経費科目です。

質問7

地域の学校に通う子どもたちの安全のために、奨励金を使って「通学路防犯マップ」を作成しようと考えています。

完成したマップを区域内の全世帯に配布したいのですが、問題ありませんか？

問題ありません。同様に、地域の内容に特化した災害マニュアルなどを作成した場合も問題ありません。

質問8

開催準備中のイベントがインフルエンザの影響により急遽、中止になってしまった。準備にかかったお金は奨励金から支出してもよいですか？

問題ありません。ただし、年度当初に提出した事業実施計画書及び予算書に位置付けられていた事業であることが前提です。

質問9

校区連絡会として放課後子供教室の運営に協力しています。
放課後子供教室の実施のために奨励金から支出してもよいですか？

※放課後子供教室は小学校ごとの設置のため、校区連絡会の活動区域と一致しない場合があります。

問題ありません。協力関係である場合は、

- （ ）・事業実施計画書及び事業実施報告書に放課後子供教室について記載する
 - （ ）・（放課後子供教室の）活動日誌に協力団体として校区連絡会と記載する
- 以上の2点を守ってください。

また、両課担当者が両報告書の内容を参照することがありますので、「校区連絡会の事業実施報告書」と「放課後子供教室の活動日誌」に記載する活動日が一致するように正しく記載してください。

質問10

子どもたちを対象にお手玉講習会を開催しました。校区連絡会に属していない人5名に講師として来てもらったので、それぞれ500円を謝金として支払いたいのですが、相手方からどのように領収書を受け取ったらよいでしょうか？

以下のどちらのパターンでも大丈夫です。

- 1 謝金を支払った領収書を全員から1枚ずつ受領する。（計5枚）
- 2 謝金を支払った全員の住所・氏名・押印を含む領収書を、1枚受領する。

領収書	令和〇年〇月〇〇日
金 500円	
お手玉講師謝金として受け取りました。	
熊谷市●●123 番地	
熊谷 花子 ㊞	

（1名分）

領収書	令和〇年〇月〇〇日
金 2,500円	
お手玉講師謝金として	
1人につき500円ずつ受け取りました。	
熊谷市●●123 番地	熊谷 花子 ㊞
熊谷市●●18	熊谷 太郎 ㊞
熊谷市●●765 番地	大里 次郎 ㊞
熊谷市●●1-5-9	妻沼 洋子 ㊞
熊谷市●●45-5	江南 三郎 ㊞

（複数名分）

6 領収書の取扱い

領収書は校区連絡会の会計を証明する重要な資料です。受け取り忘れ、宛名間違いなどが起きないように十分注意しましょう。

対象経費に係る領収書の取扱い

- (1) 領収書に、宛名、日付、金額、内容、発行者が必ず明記されていることを確認してください。

(2) 領収書の宛名は「校区連絡会」としてください。

(3) 謝金を支払った場合は、相手から必ず領収書を受け取ってください。
※その際の領収書は、発行元名義、発行元住所、押印が必須です。

(4) 領収書が発行できない場合は、原則として対象になりませんが、次のものは領収書と同等の扱いとして構いません。

 - ・スーパー・マーケット等で支出した際のレシート
 - ・インターネット通販等の明細（金額と内容が確認できるもの）

年月**日

○○校区連絡会 様

金 ◇◇, ◇◇◇ 円

但し * * * * * * * * として

○△□ 熊谷店

明細

気をつけて！

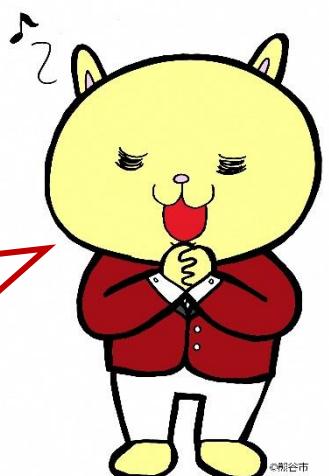


校区連絡会から構成団体等への資金提供はできません。

したがって、「校区連絡会から××会へ△△費用として○○円支出した」という旨の領収書は、客観的に見たときに資金提供と判断される可能性があるため、経費対象の領収書として認められません。

領収書は、校区連絡会共有のノートに貼ったり、専用の台紙を用意してファイリングしたりして、見やすい状態で必ず5年間は保管しておくにや！

会計整理簿や支出一覧表を作成しておくと、あとで領収書が探しやすくてオススメだにゃ～。



7 最近の主な制度改正

令和5年度

(1) 健全育成事業費とまごころ運動事業費が別々に！？

各地域の校区連絡会と青少年健全育成市民会議各支部（以下、健全育成会）がそれぞれの活動実態に則した奨励金の受取方法を選択できることを目的として、こども課予算で熊谷市青少年健全育成事業推進奨励金（以下、健全育成奨励金）制度が創設されました。

◎個別交付・合算交付の2パターンから受取方法を選択できます。

	個別交付	合算交付
パターン	校区連絡会がまごころ奨励金を受け取り、健全育成会が健全育成奨励金を受け取る。	校区連絡会が、まごころ奨励金と健全育成奨励金を受け取る。
特徴	<ul style="list-style-type: none">・会計処理を別にできる。・小学校の統合に対応できる。	<ul style="list-style-type: none">・基本はこれまでと同じ運用。・健全育成奨励金の予算書、決算書の提出も必要になる。
共通点	<p>主に次の様式が変更となります。 これまでとは異なる記載方法となりますので注意が必要です。</p> <p>事業実施計画書、事業実施報告書 予算書、決算書（健全育成奨励金分を追加） 請求書</p>	

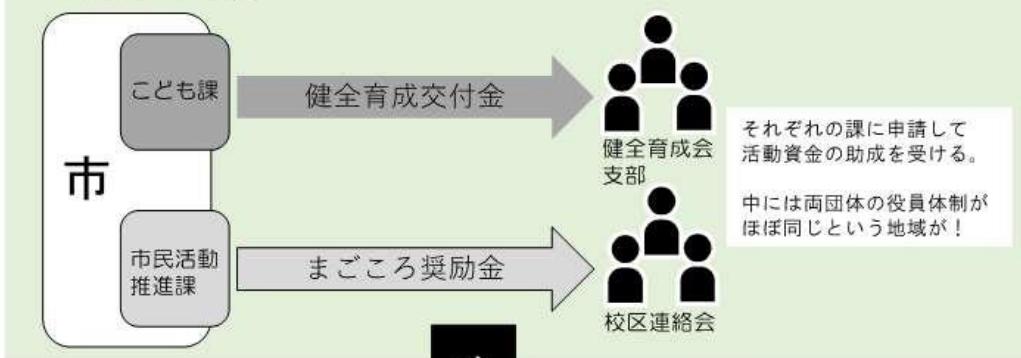
(2) 地域計画事業加算金制度を短期間で利用可能へ

地域計画へ取り組みやすくすることを目的に、計画期間を3年間まで短縮できるようになりました。

ただし、原資である「くまがや市民まごころ運動推進基金」の残高不足に伴い、当制度は令和9年度をもって終了する予定です。

開始年度	終了年度	計画期間
令和5年度	令和7～9年度	3年間～5年間
令和6年度	令和8または9年度	3年間または4年間
令和7年度	令和9年度	3年間
令和8年度以降	—	開始できません。

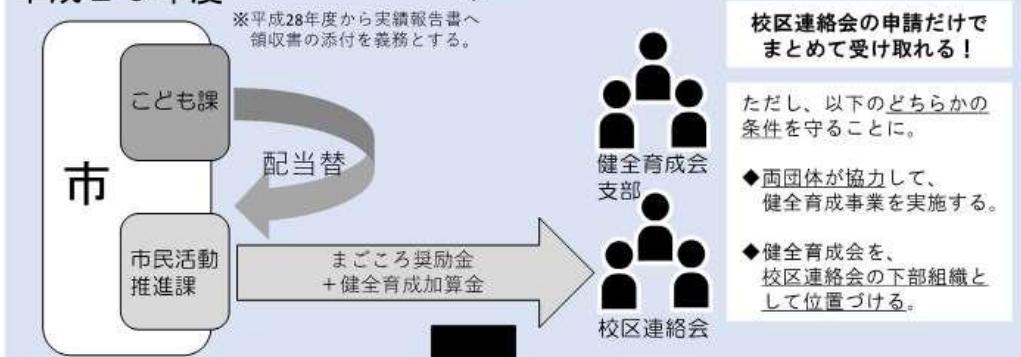
～平成19年度



改正

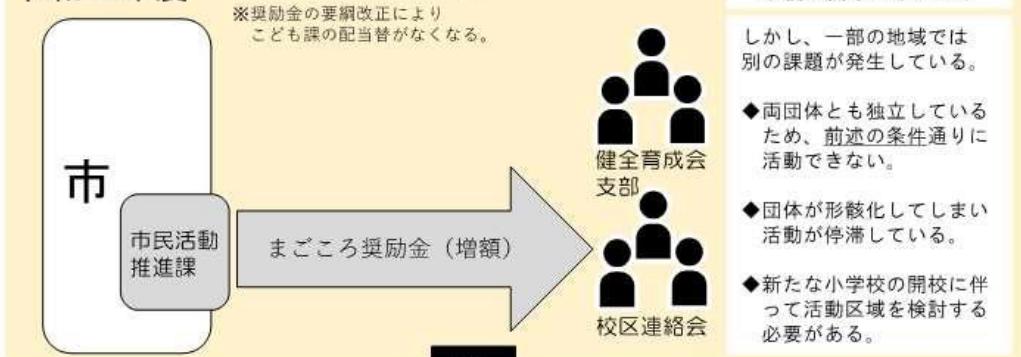
片方の申請だけで交付を受けられる
ように手続を簡素化してほしい！
という声により、制度改正。

平成20年度～

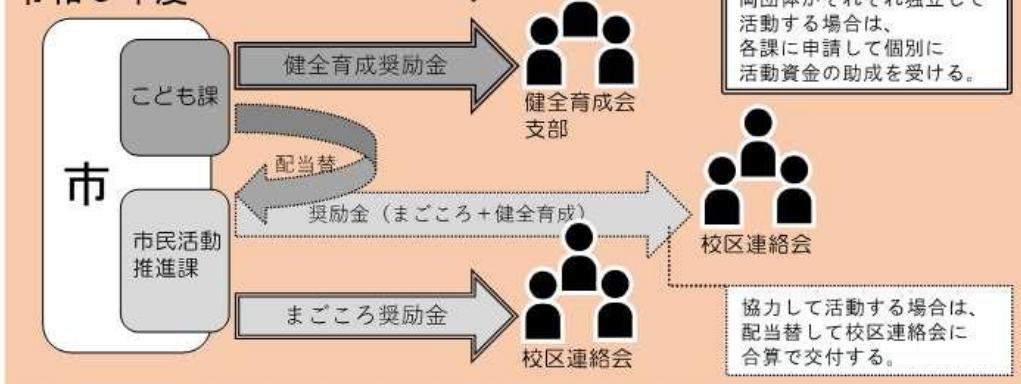


実績報告書に領収書を付けずに監事の署名のみで対応してほしい！
という声により、制度改正。

令和2年度～



令和5年度～



令和4年度

(1) 概算払いが可能に

今まで一括で交付していた奨励金を、分割して交付（概算払い）できるようになりました。

予期せぬ支出の減少により年間の支出計画が崩れてしまう事例が多くありましたが、概算払いとすることで、校区連絡会が事業の進行具合に応じて適切に支出できるようになることを目的とした改正です。

(2) 使い切れない^(※)奨励金は「返還」へ

令和3年度実績報告から、以下のとおりに取扱いが変更となりました。

×：使い切れない奨励金は、次年度の交付上限額から差し引く。

○：使い切れない奨励金は、市に返還する。（次年度に影響なし）

※ここでいう「使い切れない」とは

市に実績報告をした結果、奨励金対象経費の合計額が
交付した奨励金額を下回っていた場合 のことを指します。

年度	奨励金の取扱い
令和2年度	使い切れない場合でも返還しない
令和3年度	交付上限額に <u>影響あり</u> 使い切れない場合は返還
令和4年度 以降	交付上限額に <u>影響なし</u> 使い切れない場合は返還



令和 3 年度

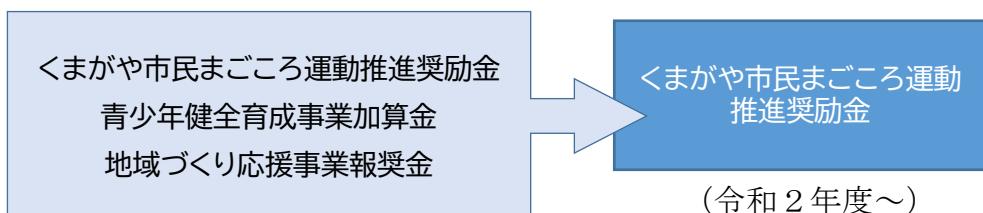
令和 3 年度以降に提出する書類の押印の取扱いが変更となりました。

名称	押印の取扱い
交付申請書	廃止（押印省略）
請求書	会長の自署の場合は、 押印を省略できる。
実績報告書	廃止（押印省略）

令和 2 年度

（1）制度の 1 本化、地域づくり応援事業の廃止

3 種類の補助制度が、まごころ奨励金に集約されました。あわせて、地域づくり応援事業は、まごころ運動推進事業に統合されました。



（2）領収書の添付省略

会計監査後、収支決算書に監事の署名（→P30 参照）をすることで、実績報告書に添付する領収書の写しが省略できるようになりました。

ただし、会計の詳細を確認させていただくこともあるため、実績報告書提出時には帳簿等を持参してください。（写しの提出は必要ありません。）領収書は 5 年間の保存をお願いします。